

3. 騒音・振動

(1) 環境基準について

騒音の環境基準 (H10.9.30 環境庁告示第64号、H12.3.31 東京都告示第420号)

(この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設騒音には適用しない。)

(単位：デシベル)

地域累計	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	清瀬市の区域のうち、松山3丁目1番、竹丘1丁目17番、竹丘3丁目1番から3番まで及び竹丘3丁目10番の区域		50以下	40以下
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域に定めのない地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 これらに接する地先、水面	一般地域	60以下	50以下
		車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

この場合において、「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、上表にかかわらず特例として次表のとおりとする。

昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められているときは、屋内へ透過する基準 (昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下) によることができる。	

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道 (市町村道にあっては4車線以上の区間に限る) 等を表す。

「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて、道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・ 2車線以下の車線を有する道路 15メートル
- ・ 2車線を超える車線を有する道路 20メートル

(2) 要請限度について

①騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分	当てはめ区域	車線等	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間(22時～翌6時)
a区域	第1種低層住居専用地域	1車線	65	55
	第2種低層住居専用地域	2車線以上	70	65
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 (AA地域を含む)	近接区域	75	70
b区域	第1種住居地域	1車線	65	55
	第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	2車線以上 近接区域	75	70
c区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1車線 2車線以上 近接区域	75	70
記事	<p>・車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道部分をいう。</p> <p>・近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県及び4車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15m、2車線を越える車線を有する道路は20mの範囲とする。</p>			

②振動規制法の道路交通振動に係る要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分	あてはめ区域	昼間		夜間
		8時	19時	8時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	65		60
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	8時	20時	8時
		70		65
第2種区域に該当する地域に接する地先は、第2種区域の基準が適用される。				

(3) 道路交通騒音等調査地点位置図



(4) 道路交通騒音等調査結果表①

道路名 (通称道路名)	測定地点 測定期間	用途地域	車線数	騒音の要請限度 上欄は要請限度 中欄は測定結果 下欄は限度オーバー●		騒音の環境基準 上欄は環境基準 中欄は測定結果 下欄は基準オーバー●		振動の要請限度 上欄は要請限度 中欄は測定結果 下欄は限度オーバー●		交通量(騒音基準用) 昼間 6 時～22 時、夜間 22 時～6 時 上欄は台/10 分平均、下欄は時間帯値		
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	24 時間
				国道 16 号 東京環状	八王子市 片倉町 2416 (No.1) 平成 22 年 12 月 15 日～16 日	準住居地域	2	75 71	70 70	70 71	65 70	65 40
国道 16 号 東京環状	八王子市 中野山王 1-8-7 (No.2) 平成 22 年 12 月 15 日～16 日	近隣商業地域	2	75 70	70 68	70 70	65 68	70 42	65 39	273 26226	79 3792	208 30018
国道 16 号 八王子バイパス	八王子市 北野町 549-5 (No.3) 平成 22 年 12 月 15 日～16 日	近隣商業地域	6	75 69	70 68	70 69	65 68	70 45	65 44	532 51042	229 10980	431 62022
国道 16 号 八王子バイパス	八王子市 大谷町 355-1 (No.4) 平成 22 年 12 月 15 日～16 日	準住居地域	6	75 72	70 72	70 72	65 72	65 50	60 50	431 41406	190 9102	351 50508
国道 20 号 甲州街道	八王子市 明神町 4-21-1 (No.5) 平成 22 年 12 月 15 日～16 日	近隣商業地域	4	75 68	70 65	70 68	65 65	70 33	65 28	224 21468	89 4272	179 25740
国道 20 号 甲州街道	八王子市 八日町 6-5 (No.6) 平成 22 年 12 月 15 日～16 日	商業地域	4	75 69	70 67	70 69	65 67	70 38	65 34	194 18648	65 3138	151 21786
国道 20 号 甲州街道	八王子市 東浅川町 90 (No.7) 平成 22 年 12 月 6 日～7 日	準住居地域	4	75 69	70 66	70 69	65 66	65 32	60 29	154 14742	38 1806	115 16548
国道 411 号 滝山街道	八王子市 加住町 1-170-2 (No.8) 平成 22 年 12 月 15 日～16 日	第二種中高層 住居専用地域	2	75 71	70 68	70 71	65 68	65 50	60 46	157 15048	32 1530	115 16578

道路交通騒音等調査結果表②

調査期間:平成22年12月6日～平成22年12月16日

道路名 (通称道路名)	測定地点 測定期間	用途地域	車線数	騒音の要請限度		騒音の環境基準		振動の要請限度		交通量(騒音基準用)		
				上欄は要請限度		上欄は環境基準		上欄は要請限度		昼間6時～22時、夜間22時～6時		
				中欄は測定結果		中欄は測定結果		中欄は測定結果		上欄は台/10分平均、下欄は時間帯値		
下欄は限度オーバー●		下欄は基準オーバー●		下欄は限度オーバー●		昼間	夜間	24時間				
昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	24時間		
主要地方道20号線 府中相模原線	八王子市 下柚木2-10-6 (No.9) 平成22年12月15日～16日	準住居地域	4	75	70	70	65	65	60	152	37	114
				65	59	65	59	44	38	14598	1770	16368
主要地方道32号線 八王子五日市線 秋川街道	八王子市 中野上町1-32-19 (No.10) 平成22年12月6日～7日	近隣商業地域	2	75	70	70	65	70	65	136	31	101
				68	65	68	65	38	32	13032	1470	14502
主要地方道32号線 八王子五日市線 秋川街道	八王子市 川口町908-1 (No.11) 平成22年12月6日～7日	第二種中高層 住居専用地域	2	75	70	70	65	65	60	111	25	82
				70	64	70	64	34	23	10620	1206	11826
主要地方道46号線 八王子あきる野線 高尾街道	八王子市 犬目町863 (No.12) 平成22年12月6日～7日	第二種中高層 住居専用地域	2	75	70	70	65	65	60	183	42	136
				70	67	70	67	47	43	17550	2004	19554
							●					
主要地方道46号線 八王子あきる野線 高尾街道	八王子市 四谷町741-6 (No.13) 平成22年12月6日～7日	第一種住居地域	2	75	70	70	65	65	60	154	48	119
				69	69	69	69	37	34	14814	2292	17106
							●					
主要地方道47号線 八王子町田線 町田街道	八王子市 狭間町1737 (No.14) 平成22年12月6日～7日	第二種中高層 住居専用地域	2	75	70	70	65	65	60	201	44	149
				72	68	72	68	53	45	19296	2124	21420
						●	●					
主要地方道59号線 八王子武蔵村山線	八王子市 石川町2065 (No.15) 平成22年12月15日～16日	準住居地域	2	75	70	70	65	65	60	214	56	161
				69	66	69	66	47	43	20556	2670	23226
							●					
一般都道173号線 上館日野線 北野街道	八王子市 片倉町245-1 (No.16) 平成22年12月15日～16日	第二種中高層 住居専用地域	2	75	70	70	65	65	60	124	44	98
				65	62	65	62	30	25	11922	2124	14046

道路交通騒音等調査結果表③

調査期間:平成22年12月6日～平成22年12月16日

道路名 (通称道路名)	測定地点 測定期間	用途地域	車線数	騒音の要請限度		騒音の環境基準		振動の要請限度		交通量(騒音基準用)		
				上欄は要請限度		上欄は環境基準		上欄は要請限度		昼間6時～22時、夜間22時～6時		
				中欄は測定結果		中欄は測定結果		中欄は測定結果		上欄は台/10分平均、下欄は時間帯値		
下欄は限度オーバー●		下欄は基準オーバー●		下欄は限度オーバー●		昼間	夜間	24時間				
昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	24時間		
一般都道521号線 上野原八王子線 陣馬街道	八王子市 大楽寺町539 (No.17) 平成22年12月6日～7日	第一種住居地域	2	75	70	70	65	65	60	135	42	104
				70	67	70	67	39	34	12912	2034	14946
							●					
一般都道521号線 上野原八王子線 陣馬街道	八王子市 西寺方町732 (No.18) 平成22年12月6日～7日	第二種中高層 住居専用地域	2	75	70	70	65	65	60	148	28	108
				71	65	71	65	19	14	14202	1344	15546
						●						
八王子幹線一級17号線 国道20号バイパス	八王子市 元本郷町1-3-10 (No.19) 平成22年12月15日～16日	近隣商業地域	4	75	70	70	65	70	65	217	64	166
				73	69	73	69	40	36	20784	3054	23838
						●	●					
主要地方道61号線 山田宮の前線	八王子市 下恩方町1849-1 (No.20) 平成22年12月6日～7日	第一種中高層 住居専用地域	2	75	70	70	65	65	60	153	24	110
				69	63	69	63	36	27	14664	1158	15822
一般都道158号線 小山乞田線 多摩ニュータウン通り	八王子市 松木30-1 (No.21) 平成22年12月15日～16日	準住居地域	4	75	70	70	65	65	60	252	67	190
				66	62	66	62	43	37	24192	3204	27396
一般都道160号線 下柚木八王子線 野猿街道	八王子市 下柚木341 (No.22) 平成22年12月15日～16日	近隣商業地域	4	75	70	70	65	70	65	156	38	117
				68	62	68	62	35	27	14976	1800	16776
主要地方道61号線 山田宮の前線	八王子市 美山町1782 (No.23) 平成22年12月6日～7日	第一種中高層 住居専用地域	2	75	70	70	65	65	60	106	12	75
				69	63	69	63	32	20	10194	570	10764
主要地方道61号線 山田宮の前線	八王子市 下恩方町1185-1 (No.24) 平成22年12月6日～7日	第一種中高層 住居専用地域	2	75	70	70	65	65	60	142	21	101
				66	61	66	61	37	26	13602	996	14598

(5) 全測定地点の交通量調査結果

注) 昼間：6時～22時、夜間：22時～6時

No.	道路名、測定地点名	時間区分	時間帯別、車種別交通量(台)				大型車混入率(%)	1日あたりの大型車混入率(%)	No.	道路名、測定地点名	時間区分	時間帯別、車種別交通量(台)				大型車混入率(%)	1日あたりの大型車混入率(%)
			大型	小型	二輪	合計						大型	小型	二輪	合計		
1	国道16号(東京環状)	昼間	1764	15486	1566	18816	9.4	9.7	13	主要地方道46号線(高尾街道)	昼間	1542	12546	726	14814	10.4	10.8
	八王子市 片倉町2416	夜間	384	2664	210	3258	11.8			八王子市 四谷町741-6	夜間	300	1782	210	2292	13.1	
2	国道16号(東京環状)	昼間	3408	21426	1392	26226	13.0	12.7	14	主要地方道47号線(町田街道)	昼間	3480	14838	978	19296	18.0	18.3
	八王子市 中野山王1-8-7	夜間	408	3126	258	3792	10.8			八王子市 狭間町1737	夜間	444	1578	102	2124	20.9	
3	国道16号(八王子バイパス)	昼間	14574	35148	1320	51042	28.6	32.1	15	主要地方道59号線	昼間	3426	16356	774	20556	16.7	18.0
	八王子市 北野町549-5	夜間	5340	5418	222	10980	48.6			八王子市 石川町2065	夜間	756	1758	156	2670	28.3	
4	国道16号(八王子バイパス)	昼間	12744	27954	708	41406	30.8	35.3	16	一般都道173号線(北野街道)	昼間	702	10506	714	11922	5.9	6.1
	八王子市 大谷町355-1	夜間	5100	3924	78	9102	56.0			八王子市 片倉町245-1	夜間	150	1800	174	2124	7.1	
5	国道20号(甲州街道)	昼間	2064	18258	1146	21468	9.6	9.2	17	一般都道521号線(陣馬街道)	昼間	1404	10878	630	12912	10.9	10.8
	八王子市 明神町4-21-1	夜間	306	3708	258	4272	7.2			八王子市 大楽寺町539	夜間	210	1698	126	2034	10.3	
6	国道20号(甲州街道)	昼間	2790	14586	1272	18648	15.0	14.7	18	一般都道521号線(陣馬街道)	昼間	1554	11940	708	14202	10.9	11.0
	八王子市 八日町6-2	夜間	420	2574	144	3138	13.4			八王子市 西寺方町732	夜間	150	1092	102	1344	11.2	
7	国道20号(甲州街道)	昼間	1572	12612	558	14742	10.7	11.4	19	八王子幹線一級17号線(国道20号バイパス)	昼間	2016	18072	696	20784	9.7	9.6
	八王子市 並木町15-15	夜間	312	1368	126	1806	17.3			八王子市 元本郷町1-3-10	夜間	276	2646	132	3054	9.0	
8	国道411号(滝山街道)	昼間	3282	11094	672	15048	21.8	22.9	20	主要地方道61号線	昼間	2610	11556	498	14664	17.8	18.0
	八王子市 加住町1-170-2	夜間	522	894	114	1530	34.1			八王子市 下恩方町1849-1	夜間	240	870	48	1158	20.7	
9	主要地方道20号線(府中相模原線)	昼間	1806	11898	894	14598	12.4	12.2	21	一般都道158号線(多摩ニュータウン通り)	昼間	1866	21078	1248	24192	7.7	7.9
	八王子市 下柚木2-10-6	夜間	192	1404	174	1770	10.8			八王子市 松木30-1	夜間	300	2766	138	3204	9.4	
10	主要地方道32号線(秋川街道)	昼間	1308	11094	630	13032	10.0	10.1	22	一般都道160号線(野猿街道)	昼間	1044	13332	600	14976	7.0	6.6
	八王子市 中野上町1-32-19	夜間	150	1200	120	1470	10.2			八王子市 下柚木341	夜間	60	1614	126	1800	3.3	
11	主要地方道32号線(秋川街道)	昼間	1236	8916	468	10620	11.6	11.6	23	主要地方道61号線	昼間	2268	7686	240	10194	22.2	22.6
	八王子市 川口町908-1	夜間	138	1002	66	1206	11.4			八王子市 美山町1782	夜間	162	378	30	570	28.4	
12	主要地方道46号線(高尾街道)	昼間	2418	14604	528	17550	13.8	14.6	24	主要地方道61号線	昼間	2718	10536	348	13602	20.0	20.4
	八王子市 犬目町863	夜間	444	1488	72	2004	22.2			八王子市 下恩方町1185-1	夜間	258	708	30	996	25.9	
1日あたりの大型車混入率の全地点平均 (%)							17.3										
1日あたり、1地点あたりの平均交通量 (台)							21792										

(6)騒音測定結果

①道路交通騒音（常時監視測定によるもの）

打越町測定室：等価騒音レベル (Leq) 測定期間：平成 22 年度							
月	有効測定日数	測定時間	平均値	一時間値の最高値	一時間値の最低値	時間帯平均値	
						昼	夜
	日	時間	dB	dB	dB	dB	dB
4	30	720	54.6	67.8	46.1	55.4	52.2
5	31	744	55.0	73.3	46.0	56.0	51.6
6	30	720	55.5	70.5	46.1	56.7	51.1
7	31	744	57.2	72.9	47.2	58.5	52.2
8	31	744	60.9	70.6	47.7	62.3	54.7
9	30	719	61.9	72.9	48.8	62.9	58.5
10	31	744	57.2	70.2	47.7	58.1	54.4
11	24	555	55.6	70.6	47.4	56.6	52.6
12	31	744	56.0	72.0	47.8	56.8	53.7
1	31	744	54.0	70.9	45.2	54.9	51.1
2	28	671	54.9	68.4	46.3	55.8	52.0
3	21	527	54.6	65.8	47.7	55.6	51.9

②航空機騒音

測定場所	調査期間	地域類型	WECPNL※1		騒音発生回数	ピークレベル平均 (dB)	環境基準※2
			実測値	推定値			
石川市民センター (石川町 438)	H21. 7. 30 ~ H21. 8. 26	I	74	73	13	87.3	×
新都市建設公社 (高倉町 49 - 3)	H21. 7. 30 ~ H21. 8. 12	II	71	70	12	85.0	○
大和田市民センター (大和田町 5 - 9 - 1)	H21. 7. 30 ~ H21. 8. 12	I	58	58	2	80.4	○
首都大学東京 (南大沢 1 - 1)	H22. 3. 18 ~ H22. 3. 31	I	68	68	9	81.6	○
石川中学校 (久保山町 2-55)	H21. 6. 21 ~ H21. 7. 4	I	71	68	22	85.3	○

平成 21 年度航空機騒音調査結果報告書（東京都環境局）

* 石川中学校の測定については市の調査
その他の測定場所は東京都の調査

※1 WECPNL

航空機騒音について、日本における環境基準の評価量。航空機が通った時の騒音のピークレベルのパワー平均に、航空機騒音の発生回数を加味して求める。

※2 環境基準

地域類型 I（専ら住居の用に供される地域）：70WECPNL 以下

地域類型 II（I 以外の地域であって通常の生活環境を保全する必要がある地域）
：75WECPNL 以下